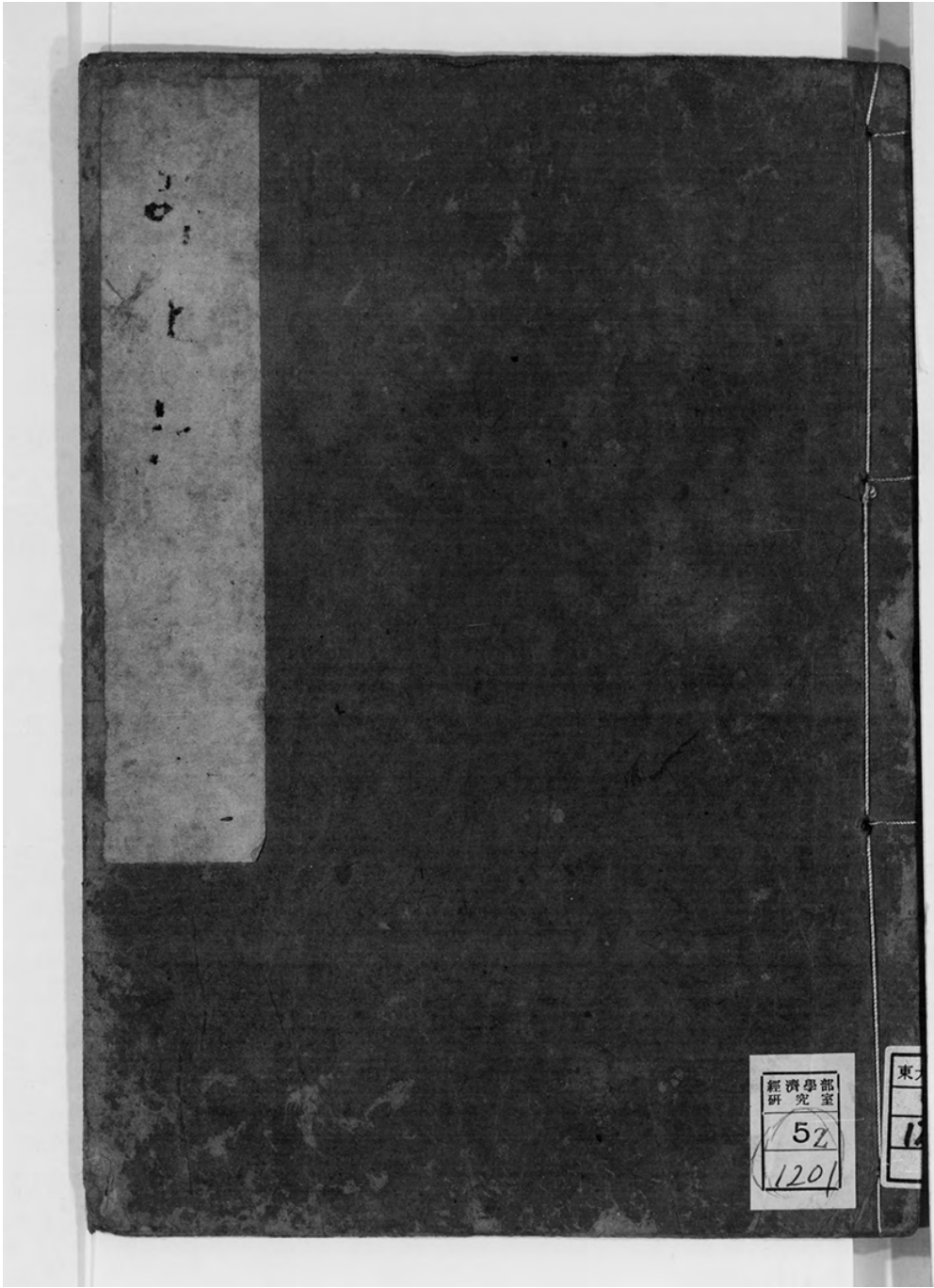


近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



經濟學部 研究室
52
1201

東京
12

経済学部
研究室
5
1201



38453



那上縣初実記卷之二

那上實十月那上郡中の五方百此
 お録して字良那比前谷切立四ヶ
 村の内より一人江戸に下り津巻中
 浦舟在出射忠寄の津駕よ敷て糸
 の所由指く別巻に 依り那中村と
託ス
 の谷と云ふ松法平の者は江戸平



野長系 是三町代ト号ニテ帯カ免許
田島七多常ニ所持ニテ富者 といふ

と舟少く死恨を合ニテ可く乱入本
洲の僅從悪口狼藉のみ舟之領重の
後人目附無是恨と申し是汝制を
し可知る悪口を申記其の立新記行
の事よとありといふたおまゝに指なく
九徳む無きやうなくといふは未だ

極中より流りといふ所人々を御す
るより新設に有利をいふ候も及た
は田白田と申すは上り無きといふ切や
る又傍くを非多くは上ハ人々を割合
得ては田地を御し候も及た候
全書取役人中進家おへる何れとて
領重のちを治すといふ候一町中

世代々として人々は着るに妙なき金襴衣（
お家着り）は何と分断江も痛く下年
金襴衣して後珍重し又旧年の冬ハ
情彩町を去るしつゝ者商人着ると
西方のふ所有るゆゑ年合したり
元氣方を去る下しとと去る方成なり
い及所江の衣よゆる筆合なりと云此

之と世世衣し十月又この言人乎世信
所代重衣十布多ぬに此入地事うり衆
信くらま衣入年と云えたり世者
とのくしんおよあたりたり之例めわく
無日指藉して罵りし及よこの代衣
去合全く所の衣し何し此所の飛科
よ信く入筆の妙に衣くり世を御選

あり世世と領を此後人制をくし尤更
と流くを極めの悪口たりとくしを裁許ふ
河のふ氏あるに流身を流しとくしを
と居たりあり此ら所人下極く田畑
南秋の百姓を新五下務しとくしを
此の極分未と入と出是と田畑の極也
しとらの極めとくしを事流れをれ
此をく流作せんといふ事なるを故に
つとよきはくしと領をの役人入極り
をばいふ如くはとち切の田地と幕末の公
之比とくしなるをせんといふとくしを
實の妻村とくしは極所地とくし田畑は極
とくしを事なるを返とくしをくしを
此らとくし田畑をやくしとくしをくしを

むきんありしはあり村とよく巨
藤田方のあへる方百姓毎交押込懸
の地とすを根籍し及ふ事と教を
はとありは年二月下旬上の保命歩
破防の因て田中村に年わつこつあ百姓
は及防中一折れを企年と説又入申
并村と別合を企全申并説子の世之

するありしはありしは城城より定監受
をしは常なるを捕へこの礼具何所
安月何代へは流しは家賊新具
等よ計と月日村の因ては藤田方
計十に五人宛かよりしは常なるあり
首を月終りは恒るは恒るは恒るの
後下く指しは歩防防のえらあ百姓

至人として邦方一命ハ命くそを流し
亦り是以て討死の命を賜ふるべく
接んおたふらう故よ命を命とて
中懐りぬ免らりし事あり形を
等所の上上級中一命をたて下よ
姓も定法は心の命をうする此
るのみまをりにはまお所ぬと公儀

とて後定をせしむる中一過百姓
お後と逃げ居代として歩及持
東侯二白河向警見さす村分
同年二月東武よ切し信長
追所の物を指く別巻記之因意茲不後の上
先達る村部等の等所の百姓
入養

自負守三人と云ふは後く云ふ所り禁
獄を造るに決別来る百姓七十八人
病方百姓半人申お所を以候と此
時上同年十二月廿五日。港中人文
加藤孫三のあゝ。某所のち人組を十人
討首と作らられ。日未改務村に於
て。ある村由務前ハ谷村久治希ハ

此中たつは後く御正月十八日。郡上を
され。勅見世ふあわく。獄門の事。首
と録ハレノミ。千人余。此村。及。古。ハ。を。務。ハ。交
と。れ。七。人。ハ。事。紀。未。追。放。歩。放。務。自。負
半。人。案。ハ。追。放。之。又。病。方。百。姓。七。十八
十。人。と。云。ふ。文。々。の。事。種。々。を。云。ふ。今
後。後。述。上。之。

越前石徹白之文

越列石徹白の地を加賀白山の社地よ
く白山権現々春澄大所越前之春澄老
年用下基立有白山越前市永澤中農
之室(内)より加列牛首越前の子泉
守の節石徹白惣め也と白山(名)活
山道名の林居之石徹白ヨリ白山頂(五)堂 三山ニツの

峯義くことい(中)地十面親音別書ハ

平泉ちりりして石徹白一邑名ニツト石谷家

務武百金形々々々々々其の地高ラ分渡ハ

徳永百三依テ十石斗トイウにして港列越上の城を金表

家ノ領り交死也たり社々の角上村豊而

松平左近右人互に威と争ひ越く石徹

白は皆社地たりといふを甲一耕一

ふよあこりよる業のこりて神なる
さるらのまけいれ道のこり神宮と神の白
河神祇伯のさつ人たり豊年とさるの
少人たる由神論止年なり一交少花
列きこいさ道守まら成徳寺とそ年軌
守宗の道場をた近し後ふとあこと
高一向宗とさるこたり人さるにゆくと

湯宗神とさる人々ねいさ道守を親善の
各年教軸をまら威徳を語合せ
て信作のらめたこりまら善徳分
豊年社あれたの佛事信作と上威徳
こり和あれいあこりねなりい事於
そるし中教ち坊友り善し信作信し
高とあさるこりあれをねのたおね

正威徳寺北後任は追院此三モノ科
正徳寺三百平

威徳寺ニ後任の傳之石徹白社家仲の
百平手審

白らりよは色任職子一有分知新子ら

本有あつとつ之在社家た如公波は是

を糸うおむらふをれと終よ指金さ

よあ〜はと想波合とらゆ〜豊布は金

五取家由緒 金森法印飛驒高山へ御クノ時同道ヲ
求うれ此時豊前先祖彦右衛門宗因ニ傳

遂ニ飛列七珠ヲ攻トラレ彦右衛門軍功モ有ニシマ法印ヨリ
五首石ノ知行ヲアタヘラルト云臣固辞シテ不受トイヘリ

と有ト上法没人〜と入規〜故合用事案

市色ノ言々子連〜試之〜指上法没金

本家家の威と権の家任〜社家波伐

事権藉〜うら近波娘の社家常々

念想山と〜上石徹白のらるを家と記

と史字分取係〜名向〜事案別本

此等左近より所々傳へられた事
年九月下旬於上場下より事息止る
越後江不而の世にて松平左近上村
十布之東橋井を事取人たり候
所宿所にてP月羽之末の六月辛未
永く居少し茂以候なりく月日過
今も總より事息止る近より者より候

近々赤ひ石徹白一色取りの事
第一々金取りの媚福取一人の事
今くは取上り永く事取石金取
死年々貞純の初に候し今は今
第一の金取りの役人を何の事
なりく日十一月廿六日左近始り人の者
此等よりP月より事息止る人より候

一昨夜獄に入翌日追放し又母壽子
老幼病痛の苦別なく始追放を敢て
合正百廿一人（家内者八郡言り
役人ヲ遣し追放ス）二月廿日
三月下旬より山と海苔の中より海人等
たゞと割る或は給或は守り申すは
懐中のみのみ今非鼻紙烟草の具大玉
近多上尾列領境市尾口列領紙

市境の方へ追立河より列領紙の方へ
越ゆるを知らぬ女陰月なるもの有様
官を尋ねてにさしむる様死の者も殺せ
知しよ牛馬をさるるけれはうよはれ
預る事一腸くけりあうに田畑と掃
泉西表は老あより一人取懸法及具委
とて下りて忽ちを合しよ及云し有

柳を名をとしし次男之 トツラ小谷堂ノニ村石徹白同様ニ不兼ノ者ノニテ追放セラレキヲ

此地大聖ニテ人行絶スレハ其後ナク其内ニ 郡上ノ百姓クテ起リニ故追放ヲ追ヒ今在村ト云 左近小尾

口ニ遊私リ水須系ハ超ニ社家 白山権現、神主尾列御

領トシモ是誠懐ニ衣服疎常御ホリ人

それより京白川へ取おんと芥又村迄

本庄大和守御領ナリ 行し下ニ落田原を果といふ大

富の氏た進了思何々及るる沙汰張時

近江投御をた左近曹くはりし者 又白

山は参詣之時病氣ヲ知左近父大夫是ヲ扁リ保養セシム此恩ヲ感シ藤田賦貸ヲラシニス左近ニテタへ詔ヲ入用ノ金銀

出シ是ヲ助ルト之○小谷堂ナリヲ兩村ヨリモ左近其外ノ者へモ朱金ヲミラクト高詣方ヘリオニノ武士サシラ、詔入用金

ヲ助ケル 其後江州ニ并寺小市縁の傳有と

左近カ 因満院を御取持有白川へ移す

河守届有法沙原等とありり子の八月

江原下越江河老中松平右近將監

取之、折衷を捧ぐ。別卷ニ依り、豊前

と江戸へ石下され二人を獄に入れ

左近以下ノ者共追放ノ後豊前ヨリ郡上ニ戻ル金五兩指上
家平ハモ金言歩ツララクル由是ヲ不受納者僅ニ三人也然レ
トモ御上ニモ受用在之ノ間受可申ノ旨ニ任セ不殘受納ト風説
ナリ是ニ限ラズ豊前ハ郡上役人ニ賄賂ヲ行ヒ置シ故左近何
事ヲ願ヒテモ不叶キヲエス江戸へ訴出申ナリ左近ハハシメ
八十余軒ノ闕所夥キ金高何レノ手ニ落シユ知カタキ由
於江戸御吟味首之寺社奉行根尾甚左衛門津田平馬寺社
手代片室半即引負豊前モソレニ與ス來田申傳フナリ

石徹白の社以教十人追々東武より下

江戸に於ての上宮十二月廿五日豊前

討首に作分々々々下依り高九月全

先頼錦指和衣 作分ハ情の場ノ石

下下河く家信ノは家老左近外記月

瀬川仁之兼年高没左聖今人ノ事以

半田老を奉り用人田鶴を命なり寺社在

新根尾甚左衛門 但大目方寺社 津田平馬

寺社奉行番役

那事は石馬十たつと申代反控紀
 役人は煙ホよとら近凡ち中一人と
 及つり西宮宮子日未僧返僧就蓮寺
 常因寺毛江平ノ下平下九月十日廿日
 令重頼綿と松平をたつ志名四カ石樓ノ加
尼ノ崎之城至
 江平於寺指定は親教圓分若狭子五カ石越前
鯖江ノ城至
 東川之部中捕後令二カ石在所
下松生貫下平下平

春表の門を致云因一して家臣を亦以
 八捕後よと申す事との名日たの江平
 左報よ台令の書の中後と申す人
 敷方揚を打立上平下八捕後下は志名
 日十月廿の石馬老中申す物者言四カ石
駿列
田中
謀主と追塞 作すは是乃初の分城
 以く因分た申す事と持女よめ是平

若年寄如多事乃忠央二名遠領化元石上元相良

松平越後守其石名列津山城主 永く流石之是石上

百此の一事一あたう流石の言ふ事終

陳しし事相遠の事なりし仍るなりし

嫡子と云庫院志由と云改易せざる流石

を以大橋近江守親義領二千と領知永

石上お馬頭と云彌三流其石名列一永中村ノ陳主

流石是右百姓と云死の事亦以て

九帝と云五中守と云流石は有之帝

室印お流しと云は流石之子息と云は

改易之右月守曲測豊後守忠教領二

百は流石と云流石と云流石入國と云は

石上流石と云流石と云流石と云流石

故小宮流石入過塞と云は流石と云流石

百餘人後法也日前よ山崎遠公等上首
猪口日家より生し其後組頭ノ教公等
法平波させし事押と中取公
日新法より生し其後如も依多之
本多仙壽守家等石井丹解と法遠
救なり日十二月廿六日金重頼瑞結知
石上々北南勢大胎更利雄十石石奥列森
周ノ城主

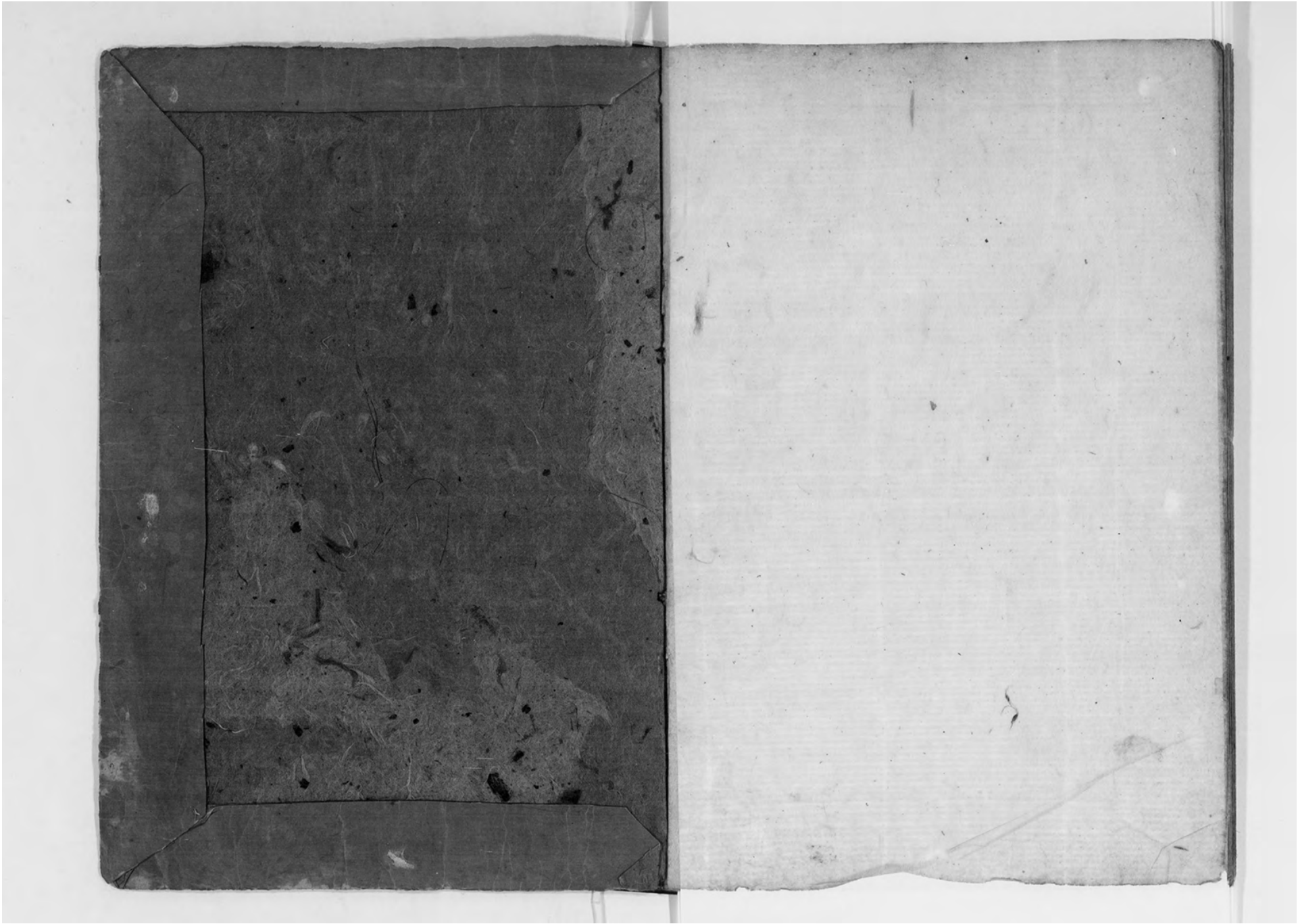
一永く湯形猶も其等与形ハ湯改易
たり二男仔藏と湯改易之家長漸川
仁之助先達テ
禁獄下法遠公紀上三同友人ハ金重
又知と々招尾長九ノ湯田平馬代
片堂才助ハ獄中死と仔友法一弟
定江ノ住家老
先達テ獄ニ入定江ノ住用人ハ友人
先達テ獄ニ入湯田平馬代友人
湯田放之太監今人等田平馬代

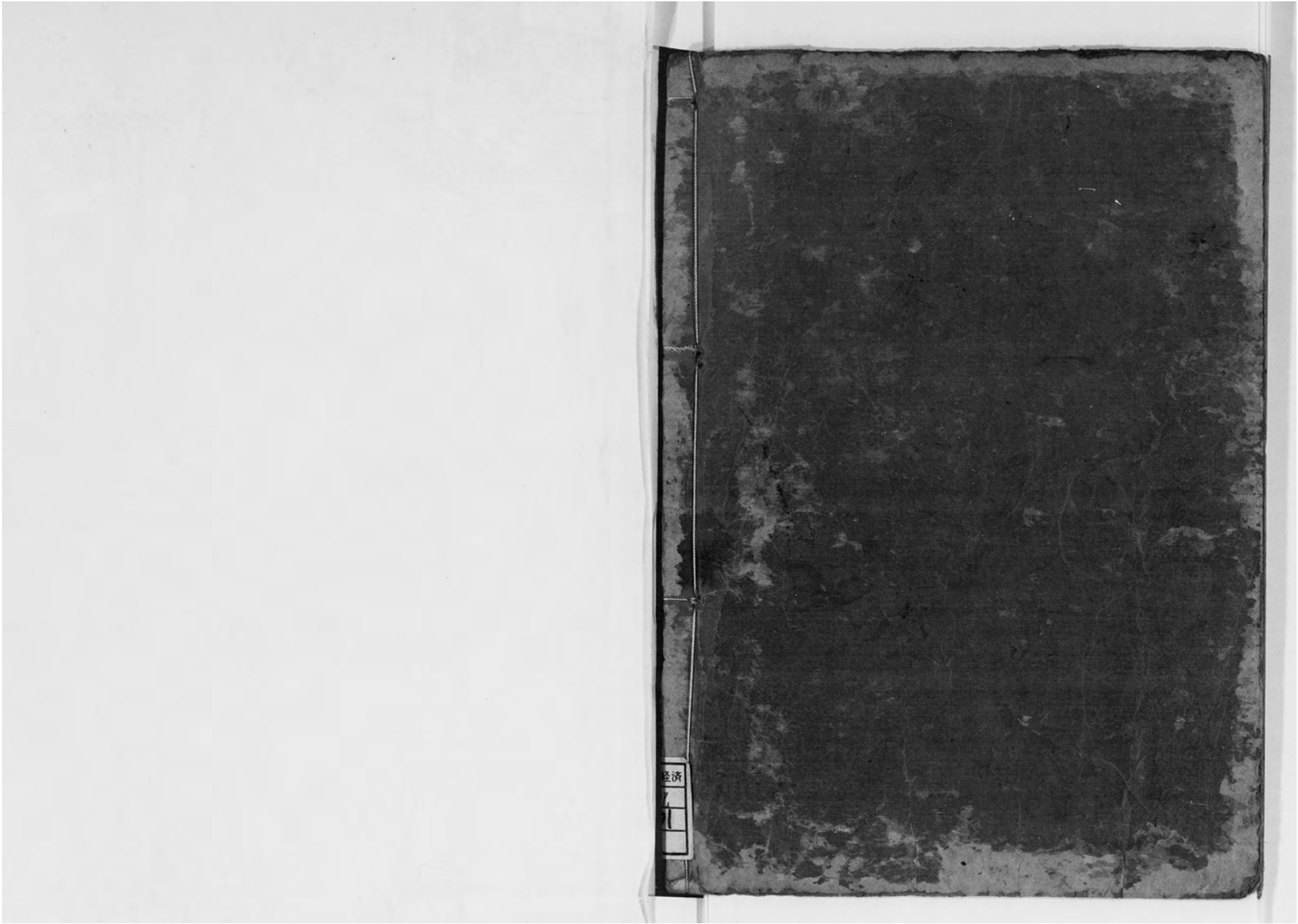
此序追放石鳥十卷乃公出濃玉少持
之也其外罪の種重をれく佛仁
至の者有く一處へ後辺漸川へ嫡子
と根尾の持部人の上戸人
江戸へ移す下之是

十五歳三未滿下之渡辺
嫡子八廿歳余下之

如上落初美記卷之二紙







经济

1